

令和7年度 田村市通園・通学のあり方に関する提言書に対する回答【HP】

No.	提言内容	回答
1	<p><u>【①】 小学校・中学校における徒歩通学の推奨距離について</u></p> <p>徒歩通学には、児童生徒にとって社会性の育成や自然に対する関心の醸成など、発達面における多くのメリットがある一方で、近年の地球温暖化による熱中症リスクなど環境変化による身体的な負担や児童生徒を対象とした犯罪発生率の増加にも注意しなければならない。</p> <p>これらの要因を総合的に考慮した結果、徒歩通学の推奨距離は、小学校・中学校ともに1.5km未満とすることが望ましい。併せて、この推奨距離に伴い通学距離が1.5km以上の場合にはスクールバスを利用可能とすることが望ましい。</p>	<p>市の見解として、本提案は昨今の少子化問題や児童生徒の体調管理等に配慮された非常に有意義な提言であると認識しています。しかし現状として、バス乗車可能基準を1.0km引き下げ、追加で約300人超の児童生徒をスクールバスによる送迎とすることは現在のバス運行体制上、許容困難な状態です。そこで、市としては徒歩推奨距離を2.0kmと設定させていただきバスの利用可能範囲を拡充させていただきたいと考えます。今後、通学距離が2.0km以上の児童生徒をスクールバス乗車可能とするための車両配置調整及び不足する車両の購入に向けた予算要求を行い、令和9年度からの運行開始を目指します。提言書通りの1.5kmの実現は現段階では困難ですが、可能な限りバス利用可能範囲を今回の提言に近づけたいと考えております。</p> <p>※参考：2.0km以上の対象者⇒1,153人（実利用者予測人数 854人）</p>
2	<p><u>【②】 中学校における自転車通学の距離基準について</u></p> <p>中学生においては、成長段階に応じた自立的な移動手段として自転車通学の選択肢が現実的であるため、自転車通学の対象は「1.5km以上の通学距離」とすることが望ましい。</p>	<p>本提言については、「①」との関連性及び市として一律の基準であるための公平性という観点から、非常に合理性の高い提言であると認識しております。</p> <p>現在の自転車通学を認める基準については各中学校長の判断としていますが、具体的には0.8km～2.0kmの範囲内で許可しており、基準の決定方法は「各学校の生徒会による決定や、生徒からの要望等を受けて各学校長が判断しているもの」であります。</p> <p>市としては「2.0km以上が自転車通学可能。但し、距離基準については各学校長が地域の実情に応じて変更可能」とさせていただきたいと考えております。現在の各学校の生徒会による決定など生徒が能動的に制度に触れる機会は非常に好意的なものと考えており、2.0km以上という一定の基準を設けつつ、但し書きの基準を設定することによって生徒自身の「考える力」を尊重し、且つ地理的状況等から発生する生徒や地域住民からの要望に配慮する余地を学校長の裁量として残し、継続した運用を図ってまいりたいと考えております。</p>
3	<p><u>【③】 遠距離通学助成金及びヘルメット購入補助金について</u></p> <p>①遠距離通学助成金</p> <p>徒歩通学の推奨距離を超える児童生徒のうち、スクールバスの利用を希望しているにもかかわらず、地理的条件や道路事情等によりバス利用が困難であり、やむを得ず徒歩または自転車で通学をしている者については、通学距離が1.5km以上である場合を遠距離通学助成金の対象とすることが望ましい。</p> <p>②ヘルメット購入補助金</p> <p>自転車通学に係るヘルメットの着用については、道路交通法の改正によって令和5年度から努力義務化されたことを踏まえ、補助制度は今後も継続して実施することが望ましい。また、生徒の自転車通学への意欲向上並びに個性の尊重の観点から補助対象の物品について特別な指定はしないことが望ましい。その場合、補助対象額に上限を設けることで、公平の確保が図られるものと考えられる。</p>	<p>①遠距離通学助成金は、スクールバス利用可能な通学距離にも関わらず、道路状況等の地理的要因などによりやむを得ず徒歩又は自転車通学せざるを得ない児童生徒への救済措置的な側面や、スクールバス利用者との待遇格差解消の側面を持ち合わせた助成制度となっています。提言については、対象範囲を拡充するものとなっており、近年の制度対象者は少人数で推移しているのが現状であるため、市としても本制度の拡充・改善は急務だと認識しております。今後の方針として、距離については「現行継続(4.0km以上)」、支給額については「増額」、に向けて検討させていただきたいと考えております。根拠として、距離は国の一つの指標である4.0kmを準拠し、支給額については昨今の物価高騰に配慮した金額としたいと考えております。</p> <p>②ヘルメット購入補助金に関する提言について、多様性を受容しなければならない現代社会を的確に捉えた提言であり、公平性に配慮された上限を設ける取り扱いについても非常に実現性の高いものであると認識しております。市としても、生徒自身がヘルメットを選択することにより、モチベーションを高く持って通学していただくことを後押ししたいと考えておりますので、本提言を施策に反映するべく要綱の改正を行います。補助対象の上限額については、市場・相場を確認した上で検討させていただきます。</p>
4	<p><u>【④】 幼稚園児の通園方法について</u></p> <p>幼稚園児の通園方法については、保護者送迎またはスクールバス利用が望ましい。幼稚園児の発達段階を踏まえると、スクールバス利用の場合でもバス停まで保護者による付き添いが必要と考えられる。</p>	<p>幼稚園児の通園について、継続した運用を図ってまいります。なお、保護者に対し、「バス停(又は幼稚園)まで必ず付き添いをする事」について周知徹底を行います。</p>